

(一社) 沖縄県作業療法士会 休会手続きについて

【今年度(2014年度)の休会者について】

(一社) 日本作業療法士協会と同様、休会は1年度毎となっており、休会期間延長の手続を行わないと、2015年度より自動的に復会となります。

1) 休会期間の延長を希望される方

平成27年度(平成27年4月1日～平成28年3月31日)に休会制度の利用を希望される会員は、下記の書類を**平成27年1月31日(必着)**で沖縄県作業療法士会事務局まで郵送でご提出ください。

提出資料

- ①休会届用紙(沖縄県作業療法士会のホームページよりダウンロードしてください)
- ②休会理由の根拠となる第三者による証明書(様式は問わない)

2) 休会期間の延長を希望されない方

特に手続は必要ありません。

2015年4月1日～自動的に復会となります。

【来年度(2015年度)の休会手続について】

休会は、1年度毎となっており、平成27年度(平成27年4月1日～平成28年3月31日)に休会制度の利用を希望される会員は、下記の書類を**平成27年1月31日(土)まで**に沖縄県作業療法士会事務局まで郵送でご提出ください。

提出資料

- ①休会届用紙(沖縄県作業療法士会のホームページよりダウンロードしてください)
- ②休会理由の根拠となる第三者による証明書(様式は問わない)

提出先：(一社) 沖縄県作業療法士会 事務局

〒903-0804 那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター内

TEL/FAX：098-988-3711